

神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県アレルギー疾患対策指針協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、8名以内とし、協議会の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 傍聴の申込みは、協議会開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、10分前に締め切るものとする。

3 傍聴申込者の数が、定員に満たない場合は傍聴申込者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れのあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、部会の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたのにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(部会への準用)

第8条 第2条から第7条までの規定は、協議会の部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは、「部会」と、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年8月28日から施行する。